- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和８年１０月１６日

議会基本条例制定特別委員会

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

午前９時５７分開会

○工藤てつや委員長　皆さんおはようございます。

これより議会基本条例制定特別委員会を開会いたします。

――――――――◇――――――――

○工藤てつや委員長　記録署名員の指名をいたします。

鹿浜委員、水野委員、よろしくお願い申し上げます。

――――――――◇――――――――

○工藤てつや委員長　初めに、（１）パブリックコメントの実施結果についてを議題といたします。

パブリックコメントの実施結果がまとまりましたので、お示しをさせていただきました。本日は、いただいた御意見に対する区議会の考え方について、検討を進めていきたいと思います。

それでは、区議会事務局から説明をお願いします。

○区議会事務局長　御手元の資料、事前にお配りしたものと、今、席上に置いてあるものは同じなのですが、１点、Ａ４で区議会の意見を書いてあるもの、事前にお配りしたときには濃淡なくて同じ字だった、字というか、今、席上に配っているのは、見ていただくとゴシックになっている区の回答と、網掛けになっているところがあります。内容は変わっていないのですが、ゴシックのものは条例を変えますと回答しているものになります。網掛けのは、逐条解説の方で詳しく御説明しますと書いてあるものになっております。内容とか段とか、また変わっていませんので、それを参考に見ていただきたいと思います。

そして今日は、今、言ったこのＡ４横の議会案を説明させていただきたいと思います。

３ページずつ御説明して、御議論いただければと思っておりますので、御了承ください。

説明の前に、全体のＡ４の横で人数とか書いてある紙を見ていただいて、パブリックコメントの全体のお話をさせていただきたいと思います。

そこに書いてあるとおり、３４人の方から御意見をいただきました。そして、いろいろな御意見ありまして、件数とすれば７６件ございます。そこに記載ございませんが、年齢も少し回答いただいた方、２７人の方からもらっておりまして、口頭になりますが、２０代が１名、３０代が５名、４０代が７名、５０代が５名、６０代が５名、７０代が３名、８０代が１名ということで２７名、満遍なく大学にもポスターを貼ったりしたのですけれども、１０代、２０代は少し少なかったのかなというところでございます。

それでは、一応、今、７５件意見をもらいました。例えば執行機関の方ですと、当然、適正規模なんかは物すごい件数が来てますが、多分、認知症とともにいつまでもこのまちで条例なんかは３件しかなかったりとか、我々より少ないパブコメもありますし、もちろん全然多いパブコメがあったと、そんな状況でございます。

それでは、区議会の考え方について説明させていただきます。

Ａ４の横のものを御覧ください。あと御手元には、併せて条例そのものも置いてあります。条例に対する御意見もあるので、条例も見ながらもし見ていただけると分かりやすいかなと思います。

それでは、１ページ目、まず前文に関する意見が来ました。

意見要旨の（１）を見ていただくと、ウェルビーイングが分かりにくい。（２）もウェルビーイングに訳を付けた方がいい。（３）もウェルビーイングが分かりにくい。（４）が、「やりたいことが叶うまち」と入れたのですけれども、やりたいことは何を指すのか曖昧。あと、（５）もそう

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

で、（６）も、「やりたいことが叶うまち」ももっと温かい言葉でみたいな、（１）（２）（３）（４）（５）（６）とありましたが、右を見ていただくと、（１）から（６）に対する答えといたしましては、少し読ませてもらうと、基本計画にウェルビーイング、「やりたいことが叶うまち」が掲げられております。ウェルビーイングは基本計画の重要な理念で、「やりたいことが叶うまち」は基本計画テーマとなっております。二元代表制の一翼を担う議会として、区を支援していくため前文に盛り込ませていただいていることから、いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。

なお、ウェルビーイングについては、逐条の方で説明させていただきますというふうにつくらせていただいております。

意見の方の（７）が、人権尊重とか差別のない社会、そういうことを明記した方がいいのではないかとありました。確かに、なので、（７）の方は、どこに入れるかはまだないのですが、人権を尊重し、差別のない社会を目指して議会及び議員が活動していくことは重要なことであるので、内容を前文に加えさせていただきますという回答がいいのではないかと考えました。

（８）は見ていただくと、意見の方の（８）は、なかなか意味がよく通じにくいのですけれども、条例とか規則は議会、議員の責務を法的に支援している。前文にそのことを明記して、あと、執行機関の方にある自治基本条例とあるのですけれども、その関係も変えた方がいいのではないかという御意見なのですが、回答案は（８）を見ていただくと、議会基本条例は基本的な事項を定めており、基本条例の第１８条というのは、私、読ませてもらうと、議会は、議会に関する他の条例、規則等を制定し又は改廃する場合は、基本条例です、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとするということで、基本条例と、ほかの条例、規則との関係性を第１８条で書いてあるので、そこに書いてあるとおり、他の条例との関係について規定しております。

また、議会基本条例の自治基本条例は、議会と区のそれぞれの最高法規でお互いに独立していることから、いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりさせていただきたいと回答させていただきました。

おめくりいただいて、２ページを御覧ください。

次は、条文のところ、第１条のところで、区長等と書いてあるのですけれども、「等」が不明で、「等」は考え方、右側を見ていただくと、区長、教育委員会とか選挙管理委員会とか監査委員とかといった執行機関とか、その補助をする職員のことを言ってます。ここは条例というよりは、逐条の方で解説させていただきたいという回答はいいのかなと思っております。

第１条、（２）というのは、区民の福祉と出てくるのです。「区民の福祉・在住満足度」に変えた方がいいのではないですかという御意見なのですが、在住満足度は区民の福祉を測る成果指標の１つと考えられるので、このままとさせていただきたいという案とさせていただいております。

次、３番の第３条に行っていただきたいと思います。

（１）は、ウェルビーイングと使っているのですけれども、それをウェルビーイングは分かりにくいということなので、先ほどと同じで、ウェルビーイングは最後の逐条の方で解説させていただきたいというのが、先ほどの１ページと同じ内容になっております。

第３条の（２）は、「調査研究に努め」とあるのですけれども、「成果を報告しなければならない」とした方がいいのではないかという御意見でございます。

回答案は、前文のところに、「一人ひとりが責

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

任を持って、成果を区民に明確に報告します」と書いてありますので、こちらに記載があるということから、いただいた内容は加えずに、パブリックコメント案のとおりとさせていただきたいという回答がいいのかなと考えております。

３番の（３）、そこは「説明会開催報告を提出する責任を果たさなければならない」と変えた方がいいのではないかと、説明会を開催してほしいという内容かと思うのですが、（３）の方は少しさらっと、説明会については現在行われていないことから、いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきたいという案にさせていただいております。

３ページを御覧ください。

今度、第４条に関するところです。

そこにあるとおり、会派は２名以上でないと認められないでしょうか。あと、会派は５名以上とするとか、会派人数の上限設定とか、１人会派を認めてみたらどうか、そんな御意見がありましたが、ここは右のとおりの、議会運営委員会規約で「議員が会派を結成するときは、所属議員２名以上を必要とする」と規定されており、１人会派は認められておりません。また、会派の所属人数について、上限設定に関する規定も定められておりません。御意見をいただきましたが、現状のままとさせていただきたいと思いますという案にさせていただいております。

第５条を見ていただくと、御意見は、議長と副議長は会派を離脱すべきではないかという御意見をいただきました。そういう議会もあるのですが、右の案は、会派と同じ感じで、現在、離脱しておりません。御意見をいただきましたが、現状のままとさせていただきますという内容にさせていただいております。

最後、第７条のところで、御意見としては、公聴会とか参考人の制度について、一定の条件を要綱で定めてはどうかという御意見でございますが、回答の案の方は、今現在、参考人とか公聴会というのは会議規則とか委員会規則で規定されており、その規定のルールにのっとって運用を、今、行っておりますので、そこに書いてあるとおり、それぞれに沿った運用を行っていくことから、いただいた内容は加えずに、パブリックコメントの案とさせていただきたいという事務局案となってございます。

１、２、３ページ、まず一旦ここで切らせていただいて、御議論いただければと思います。

以上でございます。

○工藤てつや委員長　御説明ありがとうございました。

ここまでの区議会の考え方の説明について、何か御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○水野あゆみ委員　ウェルビーイングのところで、これだけ分かりにくいという御意見が集中していて、基本理念にはなっているとは思うのですけれども、これだけ多くの御意見があるということは、区民全体としてもそういった方が多いのではないかなと思う中で、このまま貫き通すというところは、一回もう一度議論した方がいいのではないかなというふうに思ったのです。これはウェルビーイングというのを言い換えると、幸福度とか幸福感とか、どういうことになるのかなというのも含めて、そういったところは一度話し合った方がいいのかなと思いました。

あと、ナンバー３のところで、区民に分かりやすく説明会開催とかいうところですけれども、この区議会の考え方として、説明会は現在行われていないことからというふうに言い切っちゃっていますけれども、党としてやっている場合もあれば、あとは議員個人個人でやっている場合もあるので、言い切らない方がいいのかなというふうには思いました。

その２件ですけれども、お願いしたいと思いま

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

す。

○工藤てつや委員長　ウェルビーイングは、まだ区民の皆さんにとって少し言葉的にも定着していないのかなというところがあろうかと思います。今のウェルビーイングの明記の部分というのは、どうでしょうか、皆さん、また何か、一応は明記するという形にはなっていますけれども。

○鹿浜昭委員　私も今の水野委員の意見は大体賛成で、足立区基本計画に掲げているということで、令和７年から令和１４年までです基本計画が、この基本条例を定めるに当たって令和１５年も恐らく基本は変わらないだろうということも考えながら、ウェルビーイングだけではなくて、「やりたいことが叶うまち」ということも、この基本計画に載って、いわゆる理念とテーマになっているかと思うのですけれども、今後も変わっていくということはこれは恐らく間違いないだろうという思いがあって、代替案はないのですけれども、基本的にこれだけウェルビーイングに対しての抵抗感が区民の皆さん大分あるということはこのパブコメですごく感じ取れたので、その辺はもう一度話し合う必要があるのかなという思いはしました。

○岡安たかし委員　本当に最初この基本条例の案を読ませていただいたとき、我々も議論したけれども、よくつくったし、まとめてくれたなという思いですけれども、こうやってパブコメを取ると様々な意見が出て、これはこれでざっと全部見ましたけれども、ああ、いろいろな見方があるなと自分の気付きにもなるし、勉強にもなったところもあります。

それに対して区議会の考え方、さっき説明していただいた、これはこれで本当に、ああ、そのとおりだなと納得する部分が私は感じました。

先ほどウェルビーイングという話がありますけれども、私は基本計画、基本構想のときからずっと関わった審議委員でやらせていただいて、構想のときも協働とずっと来ていたのが協創が入ってきたのです。あのときも、協創というのは何から始まったのですか、学識をはじめ皆さんの意見の中で、これからも協創というのを目指していかなきゃいけないし、いろいろな自治体が取り入れているということで、それはそれであの場で納得し、でも自分の中で、どこまでこれは区民に浸透するのだろうと思っていたけれども、やっぱり浸透していないのだけれども、協創というのは入っちゃっているわけです足立区は。で、今度ウェルビーイングのときも、いきなりウェルビーイングが出てきたわけです、計画のときに、これもどうなのというのは確かに意見とか私もあのとき言った気がするのですけれども、学識をはじめ皆さんが、こういうのというのはもう当たり前の考え方になっているということで、定着させなきゃいけないのだろうなともう、ＡＩだってそうですけれども、いやそれはというよりは、まずそこを目指して定着させていくというふうに努力するのだろうなというところで納得したところもあったのですが、回答の方で逐条でしっかり入れるというので、私はもうこれでいいのかなと思っているのです。ウェルビーイングというのを計画に掲げた以上、分かりづらいけれども、むしろ定着させていくのが我々議員の義務ではないかなと、協創もそうですけれどもと思っていますので、私はこれでいいのかなと思っています、個人的には。

○工藤てつや委員長　ありがとうございます。

○杉本ゆう委員　今のウェルビーイングの話が出たので、そこで気になったのが、ウェルビーイング、基本計画とかに載っているのは構わないのですけれども、今、岡安委員の話を聞いていて思ったのですが、協働、協創とか新しい用語がどんどん、基本計画とかだと何年置きにいろいろ考えて出てくるものなのです。今回つくっているのは条例なので、条例は多分表記の仕方は条例、法規で一定のお作法的なものがあると思うのです。そういった点で言うと、確かに今の何か違和感があるなと

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

思ったのが、ウェルビーイングというのは今はやりの考え方で、例えばなのですけれども、よその国で結構１０年ぐらい前からウェルビーイングという発想、日本は結構遅れて出てきてて、１０年後またこれは全然違う言葉も同じような感じで出てくる可能性もある、多分そういう概念だと思うのです。その時代時代に合わせて変わるものだと思うので、この言葉を一々多分、その都度、では条例となると基本計画でちょこちょこ変えられますかという話になるので、法律の名前とか条例の名前というのは、すごい堅苦しいではないですか。だからそういった点で逆に言うとウェルビーイング、今だからみんないいねとか、逆にこれから広めようねと思うけれども、１０年後、２０年後にウェルビーイングというのは、昔の、今、使わなくなった昭和の当時はやった言葉みたいになっちゃうのではないかなという、その辺は、基本条例というのは最高法規として設定するのであれば議会の、ここはもうちょっと格式高い表現でいいのではないかと逆に思いました。

○石毛かずあき委員　今の杉本委員の話もよく分かるのです。ただ、私もどちらかというと、では、これを格式の高い日本語に表すにはどうするかと考えたときに、いや皆さんも分からない方だって福祉の向上とか幸福の追求程度なのです。ただ、ウェルビーイングを本当に日本語に直そうとすると大変、それこそ区民の暮らしがどうよくなるのかというところまで日本語で表さないと、ウェルビーイングは表せないのです。今、おっしゃったとおりに、日本は本当に入ってくるのが遅かったですから、ですから、これはこれで今の時代に即したものだと思うので、まずはこれでいいのではないのかなと。１０年、１５年変わったときに、当然これだってその時代時代で変えていくという話ですから、そのときに見合ったそうしたものを変えていけば、柔軟に考えていけばいいのではないかなというふうに思っています。

○工藤てつや委員長　ありがとうございます。

○ぬかが和子委員　私は、水野委員や鹿浜委員の意見に賛成というか、私自身としてはウェルビーイングでいいと思っているのです今でも、そういう側面はあるのです。ただ、せっかくパブリックコメントをやったということで、そしてこれだけの多分一番多かったのはウェルビーイングについての意見かなというふうに思うと、やっぱりここが議会がその意見を聞いたというところが問われるのかなというふうに思うのです。

だから、なかなか基本条例だから難しいなと思っているのですが、例えば、ウェルビーイングに条例のこれは前文で括弧付けというのも難しいですよね。とは思うのですけれども、可能だったら言葉をこういう声を受け止めて変えたのだというふうにやっていけた方がいいのかなと思います。

○工藤てつや委員長　ありがとうございます。

○加地まさなお委員　私もぬかが委員のおっしゃってくださったことがすごく大事かなと思っていて、今回のパブリックコメント、これだけ来て、これが区民の声なのだというところで、パブリックコメントをやった意義と、先ほど杉本委員がおっしゃってくださったように、これはトレンドの部分もあるのかなというふうに思っているので、トレンドをここに載せるのはどうかなというふうに思っています。

あとは横文字に対してのアレルギーというのは、これほかのところでも結構多々出て、あれは結構あるので、意味が分からないというところは説明が必要だというのは、これは確かだかなと思うので、これはそんなに難しくないことだと思うのです。

例えば、逐条の方でも、これは逆にすればいい。ウェルビーイングというのが主になってしまっているのが問題なのかなというふうに思います。基本条例の前文を変えることが難しいのかと思っていたのですが、さっきのぬかが委員の発言を聞い

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ていて、そんなに難しくないのではないかなと実は思っています。

まだウェルビーイングが浸透していないので、この解説の方には、区民一人ひとりが心身ともに健康で幸せを感じられる状態と、これはこれで意味が分かるので、長くなってしまうとしたら前文には書けないですけれども、この解説の方では、例えば逆にしてみるとかというのは、あくまでウェルビーイングというのが主体になってしまっていることに対してのパブリックコメントの意見だと思うので、前文は変えないのだとしたら、こっちの解説の方で逆にしてみるというのも１つかなと。今、括弧で区民一人ひとりになってしまっているので、ここを変えるというのだけでも、少しはパブコメの意見を反映したということになるのかなというふうに感じました。

以上です。

○工藤てつや委員長　ありがとうございます。

他にありますか、ウェルビーイングの件について。今の皆さんの御意見が賛否が分かれている感じで、なかなか難しいなというふうに思うのですけれども。

○加地まさなお委員　多いですね意見、少しは反映することも。

○工藤てつや委員長　８件この中で来ているということですから、何か取り入れられればなというふうには思いますよね。

○水野あゆみ委員　それとあわせて、「やりたいことが叶うまち」というのも、今だからこそ基本理念に載っているけれども、誰にとってやりたいことがかなうのかというのもやっぱり分かりにくいのかなと思えば、このウェルビーイングとか、「やりたいことが叶うまち」というのは、もう少し考えた方がいいのかなというのがちょっと、私も自分としてはウェルビーイングも議会質問でもいっぱい出していますし、ある言葉としてはしっかりやっていかなきゃいけないと思っているのですけれども、区民の皆さんからの見方からして、よく分からないというのであれば、もう少し議論が必要なのかなと思いました。

○工藤てつや委員長　なるほど。

○岡安たかし委員　「やりたいことが叶うまち」というのは、皆さん御存じのとおり、あやセンターぐるぐるから始まって、やはり区民の皆さんがしっかりやりたいことがかなうまちを目指すという区長の思いもあって、執行機関がそれにかじを切って始まった理念、そしてウェルビーイングもそこに付随してあるわけです。区民の一人ひとりが満足できるという、貧困とか様々な課題がある中で、やはりどこに足立区民として価値を見いだし、自立した生活をしていけるかということでのウェルビーイングという理念を出した。たしかそういう説明も計画のときに学識からあったかと記憶してます。あれもパブコメでは、やっぱりウェルビーイングに関してかなりあったのです。分かりづらいとか、協創のときもありました。

ただ、区としては、その言葉をしっかり入れることによって、区の基本計画、基本構想は憲法みたいなもの、基本計画はもう民法とか刑法に当たる、それぞれの個別の計画で上位に位置するもの、そこにしっかり入れることによって区としての姿勢を示し、区民に理解してもらって一緒に目指していこうということだったのです。

さっきからあるとおり、そういう区の方向性に議会も両輪としてしっかり付随してやっていくことも大事だと思っていますし、これは５０年も１００年も、さっき石毛委員が言ったとおり変えないわけではないですから、条例はその都度時代に合わなければ変えていけばいいわけなので、それこそ１０年後にウェルビーイングという言葉が世間に日本に世界に定着していなければ変えればいいわけで、私はウェルビーイングに関しては議論は大事ですけれども、「叶うまち」というのも今しっかりトレンドで入れているわけではない、ウ

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

ェルビーイングもトレンドではないです、これは、しっかりとこういうところに関しては、賛否分かれていますけれども、今、ここでも、入れる入れないは議論が必要ですけれども軽々に、軽々にということはないな議論するから、そんな外す必要もないのかなというのは、さっきから言っている私の個人の意見ですけれども。

○ぬかが和子委員　さっきの加地委員の、入れ替えれば成立するのではないかというお話があったではないですか。あれもう１回丁寧に。

○加地まさなお委員　前文はいじれないという前提で考えるならば、これは括弧が区民一人ひとりになっているので、解説の方で、これはだから区民一人ひとりがというところを前に持ってくということをすることができれば、パブリックコメントに対して少しでも反映されたというふうになるのかなというふうに思ったのですが、（発言する者あり）解説の方、前文をいじれないというふうになるとしたら、前文に、今、見ていて区民一人ひとりが心身ともに健康で幸せを感じる状態というのを入れることも必要。

○岡安たかし委員　括弧でウェルビーイング。

○加地まさなお委員　でもいいと思うのですが、そうすると括弧だけになってしまうので、「叶うまち」が手前に括弧であるので、そうすると何か余計分かりづらくなってしまうかなというふうには感じました。だから、解説の方少しでも変えましたということが議会の方からも区民の方に伝えれば、反映されたというふうにはなるのかなというふうに思ったのです。

○岡安たかし委員　括弧だらけにならないよね。

○石毛かずあき委員　ウェルビーイングというのは★★きに括弧に入れちゃって、ということですね。

○工藤てつや委員長　そうか、前文だものね。

○加地まさなお委員　そう、それから区民一人ひとりがという日本語の方を主に前に出すということですよね。

○ぬかが和子委員　ウェルビーイングと区民一人ひとりがを逆転させて。

○加地まさなお委員　逆転させて、ウェルビーイングを括弧にしてみるというのは１つかなという、そうするとこういう意味なのだよというのは解説の方で、より分かりやすくなるかなとは思う。

○ぬかが和子委員　括弧だらけでもない、括弧の数も増えないし、もしそういうふうにできれば、この御意見を受けて逐条解説で丁寧にウェルビーイングの要素について解説させていただきましたみたいな、ここに逐条解説において説明させていただきますは書いてあるのだけれども、させていただきましたみたいな、その意見を受けて逐条解説を変えてと、まだ確定してないから変えるもないのだけれども、要は意見を受けて何かちゃんと議論して反映したのだよというニュアンスを回答の中に入れたいのですよね。

○加地まさなお委員　それが大事かなと、そう思います。逐条は公表していないです。

○ぬかが和子委員　していないから難しいね。説明させていただきましたとかね。

○工藤てつや委員長　なるほどね。ありがとうございます。

○岡安たかし委員　返すのですね、回答を。

○工藤てつや委員長　この回答を今みんなで考えて、それをするということですね。

○区議会事務局長　個人個人に返すわけではなくて、これをまとまった段階でホームページに公開したいと思っております。

○ぬかが和子委員　この件。

○工藤てつや委員長　まず、このウェルビーイングの件で。

　ではどうでしょう、前文の部分のウェルビーイングは抜かないで、このままという形を取って、逐条のところで少し丁寧な形で御説明してありますみたいな感じでいいのかな、入れ替えるとかかな。

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

○区議会事務局長　入れ替えとるか抜きに、それはちゃんと抜きでも逐条のときにはやらせてもらいます。多分この御意見のところは、御意見を受けてウェルビーイングについて本当に分かりやすく解説をさせていただきますと、そういうことですよね。（発言する者あり）御意見を受けてという言葉を入れて、後で分かりやすくとか、（「ここで書いちゃえばいいのですよ」と呼ぶ者あり）ここに、（発言する者あり）なるほど、御意見を受けて逐条で詳しく解説させていただきますと。

○工藤てつや委員長　そのとおり。

○区議会事務局長　了解しました。

○杉本ゆう委員　ウェルビーイングに限らずなのですけれども、全部この前から読んで、区議会の考え方のところが、これは採用しませんと何かすごい冷たくバサッと切っているような感じを受けるので、今、ちょうどその話が出たのでさせてもらいましたけれども、今、言ったように基本的に、あなたの御意見はいろいろ反映しているのですよと、何かこれを見たときに文字で見るから余計冷たく感じるので、そこをしないと、議会は人の言うこと聞かないのかと逆効果になりそうな気がするので、そこは何か温かい表現に変えられないかなという、そんな気がしました、ちょっと。

○ぬかが和子委員　★★するしかないからね、個別に。３ページでいいですか。

○工藤てつや委員長　ちょっと待って。ウェルビーイングの件は、先ほどの事務局長が御説明した内容で明記すると、表記するという形でよろしいですかね。

　それと、ごめんなさい、先ほど水野委員の方から、２ページの（３）の部分、説明会については現在行われていないことからというところですけれども、ここをこういった形で言い切るのはどうなのかというところなので、ここは事務局の方で変えられると思うのですけれども。

○区議会事務局長　水野委員からお話しあったとおり、例えば、もし入れるのであれば、例えば、足立区議会として説明会を行っておりませんが、各会派や議員個人で説明会を実施しておりますのでという感じで。

○水野あゆみ委員　区政報告を出したり、あとは街頭演説したり様々やっているわけですから、やっておりませんというのは何か。

○ぬかが和子委員　すみません、それに関わっては、前の在り方検討会のときに、議会報告会とか説明会をどうするかという議論があったわけです。そのときに、確かに議会としてはやらないけれども、各議員が必ずやるようにしようと、報告会、説明会、そういうことを全体で合意して、では説明会とか報告会、議会としてはやらないけれどもというのが合意事項になっているのです。だからその辺のくだりを書いてもらった方がいいかなと、つまり、何ていうかな、勝手にそれぞれやっている、もちろん勝手かもしれないけれども、かもしれないけれども、だけれども議会の全体の合意としては、議会で説明会をやらない代わり、各自が報告や説明をやっていこうということで合意しているのでというところをちゃんと言った方がいいかなと思うのですけれども。

○工藤てつや委員長　そうですね。

○区議会事務局長　今、言葉はすぐに出てきませんけれども、議会でそういうふうにみんな各自がやると決めております、そこでそれに基づいてやっておりますのでというような感じで、ここは続けたいと思いますので。

○工藤てつや委員長　軟らかく。

○区議会事務局長　ごめんなさい、一番事務局の中で話して優しくしたつもりなのですけれども、随分優しくはしたのですが、まだまだ。

○工藤てつや委員長　まだまだ、もう少し優しく丁寧にお願いしたいと思います。

○区議会事務局長　分かりました。

○杉本ゆう委員　さっき優しくと言いましたけれど

速報版

• **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
• **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
• **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

も、具体的に言うと、どのところの区議会の考え、どの部分にも「御意見をいただいた内容は加えず」という、この一文が多分駄目なのだと思います。これが、言うこと聞かないよというニュアンスを多分持たせているのだと思います。

○ぬかが和子委員　説明会については、こうやって議会で相談してやらせていただいているので、だから「御意見は加えず」は削除して、パブリックコメントはそうさせていただきますと。それをあえて言わなくてもいいよね。

○杉本ゆう委員　何でこんなに冷たいのだみたいな。

○岡安たかし委員　あえて事務局からあれではないのですけれども、多分普通のパブコメは、こういう書き方でいいのです。だから、事務局は何も間違っていないと思うのですが、今の段階では、ただ皆さんの御意見としては区民に直接接する議員ですので、もうちょっとソフトにしていただかないと風当たり強いかなと思うのです。もう一段工夫を。

○工藤てつや委員長　私も本当に正しくそのとおりだなというふうに思いますので、全体的に少し事務局の方で見ていただいて、もう少し優しく丁寧に「御意見いただいて本当にありがとうございます」といった感謝の気持ちが分かるような、何かそんなニュアンスでやっていただけると。

○ぬかが和子委員　旅行とか、いろいろなところのロコミサイトがあるではないですか。ロコミサイトの回答があるではないですか。すごく辛口の意見とかでも、まず最初に、今、工藤委員長が言ったとおり、逐一御意見ありがとうございますから初めているのです。そういう感じがいいかな、逐一とは言わないけれども、今、工藤委員長が言ったとおり。

○工藤てつや委員長　ぬかが委員、ありがとうございます。

　ということで、区議会事務局長、全体的なところの。

○区議会事務局長　分かりました。全体の「御意見をいただいてありがとうございます」と感謝の言葉、あと、やらない、御希望に沿えないときでも、最後終わりのところは、全体はちゃんと直させていただきたいと思います。

　あとは、それぞれ方向性とか、そこをもう少し議論していただければと思っております。

○岡安たかし委員　今の意見、御希望に沿えず申し訳ありませんみたいな。

○工藤てつや委員長　それでは、１ページ目から３ページまでのところで、ほかに皆さん何かありますか。

○ぬかが和子委員　前文のところなのですけれども、この区の考え方の４行目、５行目で、二元代表制の一翼を担う議会としても区を支援していくため、前文に盛り込ませていただいていることからと書いてあるでしょう。

　一方、下から４行目は、議会と区とそれぞれが最高法規であり、互いに独立していることから内容は加えないと書いてあって、そこが矛盾していて、わざわざ区を支援していくためと入れなくても通じるので、一方で独立しているからと言っていながら、別にこの文章はなくても、二元代表制の一翼を担う議会としても前文に盛り込ませていただいていることからみたいなところで通じるので、これを削除した方がいいのではないかと思います。

○工藤てつや委員長　どうでしょう、皆さん、御賛同いただける形でよろしいですか。大丈夫ですか。では、ここは事務局抜いていただいて、お願いしたいと思います。

○ぬかが和子委員　あと３ページ目なのですけれども、例の会派のところなどについてですけれども、これもさっきもあったように、書き方でもあるとは思うのですけれども、多分このままの回答だと、今の１人会派を認めてほしいと思っているような無会派の人たちからも異論が出るだろうなと思っ

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ているのです。現状で一致していないから、もう現状のままいくというところは前提としてあるわけですけれども、少し書き方を工夫した方がいいのかなと思ったのです。

例えば、２行目に所属議員２名以上必要とすると規定されておりの辺りに、議会内では１人会派を認めるべきとの意見もありますが、現状では１人会派は認められておりませんとか、そういう議論もあります、議会の中でも議論しているよとか、そういうニュアンスをちょっとここに入れてもらった方がいいかなというふうに思ったのが１つです。

それから、同じく、それはそのとおりだろうと思うのですけれども、第５条の会派離脱問題、確かに公平性を担保するところから会派を離脱するということを常としている議会がたくさんあるのも事実ですけれども、ここも何かもう一工夫していただけるといいかなと思いました。

例えば、議会改革の提案でこういうことが出れば、この議会で議論するわけですよね。議論して実らないことは実現しないというのは現実としてあるわけだけれども、だからそういう点では、今後、議論もしてまいりますとか、そういうことを入れてもいいのかなとか思いました。要は、受け止めたものをこうして、さっきの杉本委員の意見と同じで、やっていないからこのままですみたいな、なたで切るような表現ではない方がいいかなと思いました。

○工藤てつや委員長　今、４番と５番の部分で、ぬかが委員から御意見をいただきましたが、この件についてどうですか。

○佐藤あい委員　今回から参加をさせていただくのですけれども、皆様が様々議論をしていただいていたのだなというところで、さっきの１点戻ってしまって、ぬかが委員の方からありました区を支援していくため外すというところで、私も同感なのですけれども、それ抜くだけだと何か議会としての目的みたいなところが伝わりにくいかなとも思いましたので、入れ替えるといいますか、例えば議会としても区民のウェルビーイングの向上を目指すためとか、そのように、そこを付けていただいた方がいいかなと思いました。

○工藤てつや委員長　今の佐藤委員の御意見があります。全部ここを抜こうという話になりましたけれども、いいのかなと私も思いましたので、そこは、ウェルビーイングという言葉も入れて御説明するということで。

○佐藤あい委員　今回の目的は。

○工藤てつや委員長　そうですよね。よろしいですか、それは。では、それでお願いしたいと思います。

で、ぬかが委員の４番と５番の部分は、書き方の工夫がやっぱり必要なのかなというふうに思います。各派幹事長会でもいろいろ議論している内容でありますので、この件については。

○ぬかが和子委員　議論しているといって、現状では認められてないから、こうですよという回答をすれば、ちょっと違うと思うのだよね。

○工藤てつや委員長　そうですね。では、その辺のまた書き方を。

○区議会事務局長　在り方とかで検討してきた内容は、そのように追加させていただきたいと思います。

あと加えて、１回も議論していないことも実はありまして、それを今後議論していくといきなり書けなかったもので、例えば皆様で御議論して、これは今後議論していくということで書いていいのもあれば、それはそれで書いていきたいと思っておりますので、そこも含めて御議論、例えば会派から議長、副議長が離脱する話は、これまでは出てきておりませんので、それをこの段階で今後議論していくと入れられなかったもので、このような回答になってますが、そこを……。

○杉本ゆう委員　報告させていただきますと書けば

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いいのではないですか。御意見がありましたと報告は、まず議会の方にさせていただきますという書き方を。

○伊藤のぶゆき議長　これ区議会の考え方だから。事務局目線で話している。

○杉本ゆう委員　ああ、そうか。

○工藤てつや委員長　あくまでも区議会の考え方を示しているから。

○杉本ゆう委員　自分たちで書いてないのもありますしね。

○岡安たかし委員　会派の議長、副議長の議会の考え方も、もっとシンプルで終わらせちゃってもいいのではないですか。現在、議長及び副議長は現状会派を離脱しておりませんだけとか、それだけ、あえてその後、こういう現状のままとさせてもらうとか言わずに。

○杉本ゆう委員　ごめんなさい、これ議長名で出すの。

○工藤てつや委員長　回答を、議長名ではない。

○杉本ゆう委員　議会としての考え方というのは、主体は何かしら。

○区議会事務局長　難しい御質問なのですけれども、誰名は置いておいて、この回答は議会全体の合意で出したいと思います。委員会で議論して、委員会でたたいた案を幹事長会でお示しさせていただいて、議会としての考え方、合意というか、出したいと思いますので、そういう意味で言うと全員、全員というか議会。

○杉本ゆう委員　そうですよ。だからだとしたら、今、さっきの話なのですけれども、例えば、区政報告会の話は、今、区議会の中で既にこういう議論があって説明しなきゃいけないし、例えば会派離脱の話も多分パブコメは我々聞いたのだから、聞いた上で、だから別に議論すると言わなきゃいいだけの話で、ちゃんと承りましたでいいのではないのですか。それを御意見として……。

○岡安たかし委員　だったら議論したということが大事。

○杉本ゆう委員　聞いて、今後、これは基本的に、要は区議会議員全員に対して報告はしますという感じで、全員と言わなくても、さっきの報告はしますでいいのではないですか。こういったパブリックコメントの内容はしますで、別に加えるとか加えないとか議論する、しないという結論を書かなければいいだけで、共有させていただきますとか。

○くじらい実委員　私も聞いていて、当然これから議論するかどうか分からないことを書けないなというのは正直思っているので、なかなか現状しか書けないかなと思っているのですけれども、ただ、これは多分パブリックコメント全体として多分区議会として皆さん一応合意しましたという中で出す話だと思うのです。これだけという話にはならないのかなと。

○ぬかが和子委員　今、区の回答なんかも同じフレーズ、何回も出ることはよくあることで、今の杉本委員の案はいいかなと思って、いただいた御意見は議員全員に共有してまいりますとかというふうに書くだけで。

○工藤てつや委員長　そうですね。

○ぬかが和子委員　こういう意見もあったということは、もう既にこれ全員で確認するということは、共有するということではないですか。

○くじらい実委員　全部そういうふうな話になっちゃう。

○ぬかが和子委員　いいのよ。パブコメの回答というのは私もよく見るけれども、それぞれの、自分が書いた意見にどうなったのかなと皆さんが、誰だか分からないけれども見るわけです。だからそこにそう書かれて、そのものによってはそう書かれる。またこういうふうに変えたよとか、逐条で入れたよとか、そういうことで同じフレーズが何回出てもいいわけで、それはよくあることだから、いいのではないかと思うのです。つまり、かなわ

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ないというか、確かに今議論を今後議論するということが一致するわけでもないし、どこかの会派が今そういう提案をしているわけでもないから、とすれば、こういう最初に杉本委員が言ったように、御意見を議員全員で共有しますみたいな。

○工藤てつや委員長　私もその共有のは、共有という言葉を使うのはいいのかなと思います。だから、今、伊藤議長も言っていたのですけれども、やっぱり貴重な御意見ありがとうございますというところが入って、今の内容を入れた上で最後、この件については区議会の中で情報共有させていただきますとか、そういう感じにすればいいのかなと思う。

○岡安たかし委員　これ区議会の考え方で、そういうこと言うと、また揚げ足取られかねないなと思うのです。

○工藤てつや委員長　そんなこともあるか。

○岡安たかし委員　こういうのは当たり前、議会でしょうと、何で共有しますというのはと。

○工藤てつや委員長　会派の部分は、ずっと在り方とか各派幹事長会でやってきていると思うのですけれども、この５番の部分は初めてこれは聞いたなというぐらいなもので、ほかの全国の自治体とかではやっているところは、国会とかで、これはなっていますよね、会派を外れていますよね、たしか。

○杉本ゆう委員　２３区も離脱する区ありますよ。

○工藤てつや委員長　ありましたっけ、２３区、ほかもあるの。

○加地まさなお委員　今の聞いていて、正に委員長がおっしゃってくださったように、ここは議会基本条例で話し合う内容ではないではないですか。多分区民の方は分かっていないので、議員全員にというところで広く行くか、若しくは在り方とか議運で話し合う内容だと思うので、そこに情報提供しますという方が筋が通るかなというふうに思ったのですけれども。

○杉本ゆう委員　ここで決められる話ではないので。

○加地まさなお委員　岡安委員の話みたいに、全員にと言うと、当たり前ではないかということで、逆に突っ込みが入るような気がするのも確かにしたので、決める場所が違うというところがここではないので、決める場所で情報共有しますという方が筋がいいのかなと。

○工藤てつや委員長　そうですね、ありがとうございます。

○水野あゆみ委員　なので、今のところこの議長、副議長の会派離脱というのは、議会の中で議論に上がってこなかったということをしっかりお伝えいただいて、今後は議論が必要かどうかも含めて検証していきますみたいな感じなのかなと思いました。（「議論していきますは言わないでしょう」と呼ぶ者あり）議論が必要かどうかについて。

○杉本ゆう委員　御意見いただいたのだから、取りあえず御意見に対して何かしらリスペクトはしなきゃいけないから、それはそうするかどうかをみんなで検討しなきゃいけない。

○水野あゆみ委員　そうそう。議論の必要性について検証ぐらいの感じ。

○石毛かずあき委員　ちょっとした考え方の整理なのですけれども、要するにここはルールブックをつくるのでしょう。内容を決めるところではないですよね。今、内容をどうしよう、こうしようと言っても、ルールブックを決めるのは委員会の話なので、そのほかについては、ここであれしてもしようがないとは思うのです。なのでもう１回、その辺立ち返るというか、もう１回整理していただいてやらないと、多分これはぐちゃぐちゃになっちゃうと思うので。

○水野あゆみ委員　委員会の意見として回答するのか、区議会全体の意見として、であれば、議会として必要性について検証してまいりますぐらいの方でもいいのかなと。

○区議会事務局長　最後は議会の意見で、委員会で

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

案つくって、それは議会の意見で正にこれを検討していくとか、これを幹事長会に投げるとか、そういうところは、そういう回答はいいけれども、ここで議論していただかないと、皆様が議論していただくところなのかなと思っております。

○ぬかが和子委員　では、幹事長会。

○加地まさなお委員（００：５４：３３）　それが一番いいような気がする。ここで決められるわけないもの。

○岡安たかし委員　議運の意見を聞かなきゃね。

○ぬかが和子委員　だから議題には一度もなっていないわけだから、だったら、こういう意見が出ましたよというのを幹事長会で共有していただいて。

○工藤てつや委員長　各派幹事長会に情報提供させていただきますとか、そういうことでいいですかね。そのぐらいの。

○ぬかが和子委員　どういうふうにしても、何か、とにかく。

○くじらい実委員　１１ページとか見ると、関係所管で共有させていただきますと、後の方で、多分全然議会と関係ないところは、こっちに振りますとか、そういう話も出てくるので、そこは整合性を取った方がいいかと、議会で共有しますとなると、関係所管に投げるものというのを分けてちゃんとやらなきゃいけないかなと。

○工藤てつや委員長　１１ページ以降を見ると、そういって振り分けしていますからね。

○くじらい実委員　そういう立場になるのかなと。

○工藤てつや委員長　関係所管で共有させていただきますという文言もありますものね。

　では、くじらい委員のおっしゃるとおりなのかなと、では、この文言でここを変えて回答するような形で皆さんよろしいでしょうかね。よろしいですか。

［「はい」と呼ぶ者あり］

○工藤てつや委員長　では、そのように。

　何かある、区議会事務局長。

○区議会事務局長　今、第５条の議長、副議長のところは、幹事長会に情報提供とか、上げさせていただきますという形でよろしいということですか。

○工藤てつや委員長　いや、このままでいい。

○杉本ゆう委員　議会運営委員会と書かないと、まずいのではないですか、外側に対してだから。

○区議会事務局長　それとも個別ではなくて議会で検討すべきところに情報提供しますみたいな感じがいいということでしょうか。分かりました。

○工藤てつや委員長　確かに幹事長会と言っても、分からないですものね、きっと。どういう機関なのかも。

○区議会事務局長　幹事長会というのは、内々の非公式会議なので言い方は別としても、そういう検討というか、そこに、ほにゃららに情報提供をさせていただきますみたいな形ということですね、第５条は。

○石毛かずあき委員　我々も関係機関とか言うじゃん、そんな感じで。

○区議会事務局長　了解いたしました。

○工藤てつや委員長　では、そのようにお願いしたいと思います。

　他にございますか、３ページまでで。

○小林ともよ委員　いただいた御意見の中で、前文の方を見たときに６ページ目の下の区民参加、前文、この縦のいただいた御意見の前文が入っている、６ページ目の下から５行目のところですけれども、横須賀市議会の議員議会基本条例を参考にしているものなのですが、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら請願者が説明や意見陳述を行う場を設けることができるという、こういうものも入れた方がいいのではないかというこういう意見があって、こっちの区議会の考え方の方が載っているものを見ると、これはここには入っていなくて、第７条のところに相当するのだろうと思うのですけれども、今、足立区では、請願者、陳情者も求めて意見陳述することができる

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

というふうになっているというのは聞いているのですけれども、今までそうしたことが、そういった事例がまだないということも聞いているのですが、こういう意見が出てくるということはもう少し、できるということを明確にどこかで示してあげた方がいいのかなとふうにちょっと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○くぼた美幸委員　何かそれに関して、過去に何か議論ありましたよね、陳情者が来て、やったことが。

○ぬかが和子委員　だから、これは前に議論して、今、請願者、陳情者が求めた場合に、すぐに委員長が判断して意見を言うことができるというルールになっていて、実績がないだけだから、たしか数年前からそういうふうにしているので。

○工藤てつや委員長　やりました。

○ぬかが和子委員　そういった、今、言われたようなことを、つまりここにも議会会議規則と委員会条例によって規定されておりと書いてあるのですけれども、そこを丁寧に書いてあげればいいのではないかと。

○杉本ゆう委員　制度として整っていますよと。

○ぬかが和子委員　そうそう、議論を踏まえて、こういうふうになっておりますということを書いてあげればいいのではないかと。

○工藤てつや委員長　おっしゃるとおりです。

　区議会事務局、大丈夫ですか、その辺。よろしいですね。

○岡安たかし委員　私と、今、くぼた委員と情報共有できたのですけれども、うっすらとした記憶があるのです２人とも、ただ２人が出た意見、委員会で陳情者がこの陳情の趣旨を述べた機会があったと記憶しているのです。過去になかったのではなくて、あったはずなのです。

○ぬかが和子委員　あったかもしれない。

○岡安たかし委員　ありましたよね。

○鹿浜昭委員　ありました、間違いない。

○工藤てつや委員長　そうですよね。

○岡安たかし委員　だから、あったのです過去にも、足立区議会でも、それは、いろいろそういうルールにのっとって多分委員長が許可して求めるということで皆さんいいですか、はいということで、来てもらった。

○工藤てつや委員長　そうです。

　では、その内容も少し盛り込んだ形で回答していただきたいと思うのですけれども、よろしいですか。区議会事務局長、オーケーですね。ありがとうございます。

　ほか、３ページ目まででございますでしょうか。

○杉本ゆう委員　結構この話自体は、そもそも事務局の皆さんいいですか。聞いていない。

○工藤てつや委員長　いいよ。区議会事務局長。

○杉本ゆう委員　ごめんなさい、確認も含めて、これ公聴会は、だってもともと自治法上書いている制度ではないですか。だから、どの議会もこれは当たり前にあるかあら、この制度について要綱で定めるも何も、そもそも我々はそれをまずやらなきゃいけない、その制度はもう各議会に設置されていなきゃいけないというのが本来前提であるはずだから、もうこっちに地方自治法上も設定されていますという答えでいいのではないですか。たまたま今まで、そうめったにやっていないだけなので。

○岡安たかし委員　そういうことに、今なっています。

○杉本ゆう委員　説明すると分からないから、それをちゃんとはっきり書いているだけなのではないかという話なのです。

○石毛かずあき委員　それをはっきり丁寧に。

○杉本ゆう委員　知らないから、いや、パブリックコメント一般の区民の方なので知らないから、こういう質問をしているわけであって。

○岡安たかし委員　だから、今はそういう議論です。

○杉本ゆう委員　だから、そこの答えを書いてあげ

速報版

• **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
• **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
• **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

げなきゃいけないのではないか。これだって。

○岡安たかし委員　という議論ですから。

○工藤てつや委員長　杉本委員、分かっている、大丈夫。

○杉本ゆう委員　そもそも全てこの制度について、区議会規則とか議会、委員会条例と書いてます。そもそも法律上、全議会に設置されているのですよと説明からしてあげないと駄目でしょうという話です。だからこれだと、多分見ていても（発言する者あり）いや、多分これ我々関係者だから見て分かるのだけれども、多分こういう話を。

○石毛かずあき委員　足立区だけで言っているのではないのだよと、もともと。

○杉本ゆう委員　そうそう。日本語力が弱くてうまく説明できなかったのですけれども。

○石毛かずあき委員　要するに、そういうことですよね。だから、要するに足立区が決めているのではなくて、そもそも自治法でこうなっているのだから素直にそう書いた方が分かってもらいやすいのではないかということを言いたいのだよね。

○杉本ゆう委員　そう。

○ぬかが和子委員　それも含めて。

○石毛かずあき委員　それを踏まえて優しく丁寧に。

○工藤てつや委員長　優しく丁寧にいうことで、傷付かないよということで。

○石毛かずあき委員　ということでよろしいですか。

○工藤てつや委員長　ということで区議会事務局も了承いただいてますので、そういった形で回答していただきます。

ほかございますでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○工藤てつや委員長　ようやく３ページまで終わったという状況でございます。

それでは、続いて、また事務局から説明をお願いします。

○区議会事務局長　４、５、６、３ページまで行かせていただきたいと思います。

４ページ御覧ください。第８条に関係するところです。

（１）の意見の方は、第２項、第３項が、質問者の対象が書いてないということで質問の話なのですけれども、そこは回答としては、質問は執行機関に対して行われますと説明をさせていただく形にいたしました。

（２）の方は、「質問をすることができる」と、あと「質問することができる」と「を」があるかないかで言葉が違っていたので、意図的な書き分けはないので、「質問をすることができる」に修正しますと、直させていただきたいと思います。

（３）は、ここも言葉の使い方で「及び」を使った後、だから「及び」と「並び」の使い方の問題で、正しいのが、「質問機会の拡充並びに質問権及び調査権を行使するため」という形で、正しく修正させていただきたいという回答になっております。

（４）、（５）が、質問が少し難しくて、「衆愚政治にならないように精査すること」を加えてほしいとか、個人パフォーマンスや取引を、質問のときにそういうことにならないようにという内容なのですが、政治倫理第１７条の政治倫理の条文を見ていただくと、広く、例えば議員は法令とか議会規範を遵守しとか、良心、責任を持ってとか、あと自己の利益に偏することなくとか、公平公正とか、あと互いを尊重しとか、倫理規定のところでそこは読めるのかなと思いまして、このように回答させていただきました。

次に第９条のところです。区長が議会への説明するところなのですが、今だと、今、「事案を立案し、又は変更するときは」説明してくださいみたいな条文になっているのを、そうではなくて、他の自治体の事例を待つのではなく「先行果敢に取り組み、実行するとき」は、議会に説明してくれの方がいいのではないですかという投げ掛けなのですが、そこに書いてあるとおり、「先行果敢

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

に取り組み、実行するとき」に限るものではなくて、やっぱりそれが区民に影響を与える政策、計画、施策とか全部説明してもらう必要があるので、限定的になってしまいますので直すと、なので、このままというふうに回答をさせていただいております。

次が、９番、第１１条、研修とかしたときの報告の義務付けが必要だと思いますという問い掛けなのですが、今でも研修しましたよというのはホームページで公開させていただいておりますが、御意見を受けて、もう少し詳しく充実した内容をやっていきますということです。

次に５ページをお願いします。

１０番、第１２条のところは、特に御意見ではなくて、こういうまちになってほしいですという応援のメッセージのようなことなので、これからも努めてまいりますというふうに書かせていただきます。

あとは全体言ったように、ありがとうございますとか、ちゃんと充実させたいと思いますので。

○工藤てつや委員長　少し優しくお願いします。

○区議会事務局長　第１３条です。（１）を見ていただくと、危機管理の条文ところなのですが、御意見は、防災施策を強化し、各省庁との連携機関を設置し、あとは定期的な訓練、区民への周知とかと書いてあって、ここは（１）を見ていただくと、執行機関がやるべき内容なのかなというところで、このように回答させていただいております。

（２）です。（２）も少し難しくて、災害が発生したときは臨時会を開いて緊急に議決するべきではないのかと、この条文だと議員は協力・支援をするべきだと受け取れるということなのですが、ここは災害時に、足立区の災害対策本部に協力するというところなので、回答の方は、「必要があれば臨時会を開いて、緊急に対応することを決めてまいります。また、足立区の災害対策会議は、足立区災害対策本部への必要な協力・支援を行います」ので、支援するべきだと受け取れますという質問ですが、本当はそのとおりですと回答したいぐらい、支援していきますので、このままとさせていただきますみたいな内容になっております。

（３）が行動規範、閲覧できるものなのでしょうかということで、もちろんアップしてなかったのはアップしたいのですが、ここもし皆様が、今、「公開いたします」になってますけれども、お許しいただければ、「公開させていただきました」とか、そのように直してもいいのかな、まだ公開してないのですが、公開して、「公開させていただきました」でもいいのかなと思っております。

第１４条のところは、事務局のところの規定がありますので、事務局これも「及び」、「等」の使い方でございますので、そこは正しく「調査研究、法的支援等の補助機能」というふうに直させていただきたいと思います。

（２）の方が、事務局から異動した人に、こういう役割を担わせた方がいいのではないかという内容なのですが、異動者に仕事をやってもらうわけにいかないので、このように「異動後にできません」ので、ごめんなさいという内容になってございます。

次、６ページを御覧ください。

議会図書室のことです。

御意見は見ていただくと、「中央図書館に議会図書室の機能を持たせれば、購入費用も必要ないし、開かれた議会となるのではないか」という御意見なのですが、回答は（１）のところは、「議会棟に設置されていないと必要なときに利用できなくなることから、このままとさせていただきたい」という内容になっております。

（２）は、一般区民も議会図書室の資料に目を通すことができるかということなのですが、（２）を見ていただくと、許可を取ればできますので、そのことを書かせていただいております。

あと、図書費は予算化をしており、定期的に買

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

っていますので、その旨を記載させていただきました。

第１９条のところです。

ここもさっきの方と同じで、必要と認める場合には見直すという規定になっているのですけれども、先行果敢に足立区独自とかと書いてありますが、やはり限定的になってしまいますので、これを入れちゃうと、そうではなくて必要なときは、どんなときでも見直したいと思いますので、そのままとさせていただきたいということです。

次が、「速やかに」を加える、確かにそれは加えてもいいのかなと思いましたので、括弧で「速やかに」は、どこかで加えさせていただきたいという回答になっております。

以上でございます。

○工藤てつや委員長　ありがとうございます。

４ページから６ページまでのところになりますが、何かございましたらお願いします。

○ぬかが和子委員　１点だけ、６ページの議会図書室のところの（２）の方の回答ですけれども、（１）にもちょっとかかっているのかないうふうには思っているのですが、何かもう少し分かるように書いてもらえるといいなと思ったのです。何を分かるように書いてほしいと思ったかというと、私たちは参加していなかった時代の議会運営委員会視察等で、議会図書室を視察したわけです。それだけではなくて、そういうことの中で大いに議会図書室を充実していこうということで、ある時期から今みたいに定期的に本もちゃんと購入したし、目玉になっているようなああいう棚もつくった、本当に議員や地方自治の進展に関わる書物を充実させてきたわけではないですか、事務局を中心に努力して、やっぱり、そうやって努力を重ねてきて現在に至っていますとか、確かに暗いの方にもかかってくるのだけれども、かつてはもっと言うと、本当に使えないような本が多かったわけです。それが今ではもう様変わりするぐらい毎年定期的にいろいろな書物を買って、本当にいい図書室になってきていると思うので、少しそういう記述を何か入れてもらえるといいかなと。

○工藤てつや委員長　なるほど、ありがとうございます。

○杉本ゆう委員　今のぬかが委員のお話ですけれども、活発に利用されていますよと書いちゃった方がいいのではないですか。あまり利用されていないのではないでしょうかと言っているところに対して、その問いに対しての答えが書いていないので。

○ぬかが和子委員　そうだね。議会図書室を充実させてきて、活発に利用されているというのがあるといいのかなと。

○くぼた美幸委員　確かにぬかが委員が言ったとおり、議運でたしか視察に行って、どこの図書館だっけ、議会図書館をみんなで見て、これは充実しているねというのが確かに発端であったので、それ以降、毎月毎月、今回この本を買いました、あの本を買いました、すごい興味がある本をいっぱい今そろえてきているので、本当にそういった意見を入れた方がいいと思う。

○工藤てつや委員長　ありがとうございます。

その辺の少し内容を変更して取り入れるということで、皆さんよろしいですか。

［「はい」と呼ぶ者あり］

○工藤てつや委員長　そのようにさせていただきます。

他にございますか。

○加地まさなお委員　私は、４ページの第９条のところで、「事業を立案し、又は変更する」、これは第９条第２項ですよね。違う。４ページの第９条に対する説明ですか、区長等による議会への説明、これは、ここに書いてある内容としては全体的には必要ないかな、答えはあれなのですけれども、これパブコメの方になっちゃうので、これは内容については、またこれを見て気付いたことが

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

あったのでというところがあったので、それは別で話した方がいいですか。パブコメについて。言っている意味が分からないですか。

○工藤てつや委員長　よく分からない。

○伊藤のぶゆき議長　原文についてということですか。

○加地まさなお委員　原文について、ごめんなさい。

○工藤てつや委員長　原文はもう決まって。

○加地まさなお委員　逐次解説の部分でも、この案に対して説明をしなければいけない、議会の方に予算に重要なもの、時期が書いてなかったなというふうに思ったのです。なので、時期をしっかりと、例えば議会、行政の役所の方で執行機関の方で大きなものを決めたときに事後報告になってしまっては意味がないので、その期間に関してだけは入れた方がいいのかなというふうに、どうでしょう。言っている意味が分からないですか。

○岡安たかし委員　前文は、こっちのパブコメと違う話ですね。

○工藤てつや委員長　それ逐条の解説の部分の。

○加地まさなお委員　ここで話していいのかというところがあったので。

○工藤てつや委員長　そこを……。

○加地まさなお委員　ついでだったので、これここのパブコメに加えて、何か変えることができないかなと思ってしまった。

○岡安たかし委員　９条のパブコメですか。

○加地まさなお委員　そうです。

○工藤てつや委員長　９条の話。

○ぬかが和子委員　２項の方の話。

○加地まさなお委員　そうです。２項の話です。

○工藤てつや委員長　逐次の話は、またこれが終わった後にやるので、そこで加地委員、また言っていただければ。

ほかどうですか。

○加地まさなお委員　分かりました。

○工藤てつや委員長　すみません。

他にございますか。

○水野あゆみ委員　あと１点だけ、５ページの１０番の、すごいいい意見だなと感動しちゃうのですけれども、社会問題に関心ある人が議員という仕事を選択する社会であってほしいということで、男性も女性も障がいがあっても、子育てや介護をしながら議員活動が続けられるまちであってほしいということで、私たち議会議員を応援してくれるような御意見だなというふうに思ったので、今、足立区議会では女性が妊娠、出産されて、議員をやりながらそうやって子育てをされている方もいて、そういうこともかなっているわけですし、また障がいのある方、車椅子の方も２名いらっしゃるとか、そういう状況も加えていただきながら、更にそうした方々が仕事をしやすい議会にしてまいりますとか、そういう感じで加えていただいてもいいのかなと思いました。

○工藤てつや委員長　女性議員が子育てしながらも一生懸命頑張っていますよというところをまた補足して入れるということで、事務局よろしいですか。

○区議会事務局長　はい。

○ぬかが和子委員　１点だけ、直してという意味ではないのですけれども、同じ５ページの１２番のこの不思議な、「現職との懇談会を開催し」と、どういう意図で意見が出たのかも分からないといえば、懇談会をしていなのか、つまり異動後の別の部署行った人のというところではパブリックコメントの案のとおりではもちろん異存はないのですが、その理由として、「異動後に、連絡会を設置し、現職との懇談会等を開催することはできませんので」という理由が何か分からなくて、どういう意図でこういう回答にするのかというのは、できませんのでというのは。

○区議会事務局長　そうですね、事務的な、異動した職員が出ていった職員が懇談会を開いたりとかということが、もう事務局職員ではないので、職

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

務ではないので、できないという意味で書かせていただいておりますけれども、確かに分かりにくい。

○ぬかが和子委員　できませんのでと、何でできないのと、そういうふうに、やってという意味ではないですよ、別にやらなくていいと思っているのだけれども、何か理由、これが分かりづらいなと。

○工藤てつや委員長　どうですか。

○くじらい実委員　これは、例えば職務とプライベートと分ける話なのかな、懇談会というと、プライベートだったら別にいいのかなとなっちゃうと思うのです。だから、これはちゃんと職務として駄目ですよという話だったら何か分かる気がするのですけれども。

○ぬかが和子委員　そうだよね。職務で別の仕事をやっているわけだから。

○くじらい実委員　ほかの仕事をやっているのに、それは強制できませんよという話だったら、分かるのですけれども。

○工藤てつや委員長　そうだね、確かに。

○鹿浜昭委員　質問者に聞いてみないと。

○岡安たかし委員　これ元議員の方ですか。

○区議会事務局長　委員会の場なので、そこまで言いませんけれども、詳しい知識があられる方です。

○岡安たかし委員　要するに議会事務局の役割をよく分かっていらっしゃる方ですか。

○区議会事務局長　それは考えます。事務局の機能とか、体制を強化するために、異動後の人にも協力してもらってほしいという趣旨になっていますので、異動後は異動後の職務がありますから、事務局の業務をさせることができないというか公務員の理屈で書いてますが、もう少し分かりやすいように少し考えます。異動した人に事務局の仕事をしてもらうわけには、してもらうためには兼務辞令とか、そういうのも必要になってきますので、してもらえませんので、少し考えます。すみません。

○工藤てつや委員長　よろしいでしょうか、そんなニュアンスで。

それでは、７ページ以降、御説明お願いいたします。

○区議会事務局長　それでは、７、８、９ページに行きます。７ページを御覧いただきたいと思います。

今度は、各条文ではなくて、少し全体的なお話のところです。何か、「多様性」とか「全ての人々」だけを強調せずに、生命・財産・生活環境を守ることを明記してほしいという内容ですが、回答としては、区民の福祉の向上に含まれる内容なのかなというふうに考えまして、このままとさせていただきたいという内容になっております。

（２）の方は、騒音とか、ごみ出しとか、違法駐車とか、迷惑行為なども議会の責務に追加した方がいいのではないかという内容になっております。

ここも見ていただくと、第２条の議会の活動原則とか、第３条の議員の活動原則とか、そこを読むと、こういう困っていることを助けていくと、相談に乗っていくというのが含まれると読めますので、このままとさせていただければと考えております。

（３）も、条例・法令・地域のルール遵守を明記した方がいいのではないか、（４）が、議員による議会内外の差別発言の禁止条項など追加、正におっしゃっているとおりあるのですが、（３）も（４）も右を見てもらうと、やっぱり政治倫理のそこの規定のところでこの辺は読めるのではないかと考えまして、このままでいいのではないかというふうに考えております。

（５）が区長によるハラスメントが行われていないかを監視する内容を入れたらいいのではないかということでございますが、我々、例えば、（５）の答えを見てもらうと、前文のところでチェック機能とかありますので、そこで読めるので

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

はないかということでございます。

（６）は、会議録はとても重要だと、会議録の意義、位置付け、活用方法等を明文化する条文を置くべきではないかということなのですが、そこに書いてあるとおり、本当に重要で物すごく活用されていて、条文に規定しなくても活用されているので、このままとさせていただければなと思っております。

（７）は、期待しますという応援のメッセージなので、このとおり頑張っていきたいと思いますという内容になっております。

（８）番は、多額の税金を使ったりしないようにということなので、そのとおり使わないようにしていきたいと思っておりますという内容になっております。

８ページを御覧ください。

まず１６番、請願・陳情する場合、紹介あるなしで効力に違いがあるのかということは、違いがありませんというふうに回答しております。

希望すれば、代表者の意見を聞く機会を必ず義務付けることという御意見に対しては、今の現状の取組で委員会が必要と判断した場合には行うことができるので、一緒の場合は引き続きやってまいりますということです。

１７番は、議会で話し合う内容が簡単に見えるようにしてほしいということに対しては、今、取り組んでることを（１）を書かせていただきました。ホームページの公開とかＹｏｕＴｕｂｅのこととか書かせていただいております。

１７番の（２）は、議事録等が議員の勝手な判断で黒塗りが削除されないよう厳しくしてほしい、あとは議事録に手を加えた議員は辞職、二度と選挙に出ることができないようにするなど徹底してほしいとありますが、（２）、（３）ともに辞職に関する規定はないのですけれども、議員は勝手に手を加えることはできませんよという現状を書かせていただいております。

１８番が、議会の傍聴の際に資料を配付してください。（１）については、そのとおりです。紙の資料は配っておりませんが、先日、タブレットで委員会を見られるようになりましたので、そのことを書かせていただきました。

あとは、傍聴の際、声が小さくて聞き取りにくいというのは、そうならないように頑張っていきますという内容になっております。

１９番、政務活動費とか報酬のことなのですけれども、精査・監査する部署などはあるのでしょうか。又は、内容は秘匿にされるべきなのでしょうかということに対しては、ここも現状で条例や規則に基づいて区議会事務局が事務処理を行っています。あとは領収書は公開しておりますという現状を書かせていただいております。

９ページ、（１）から（４）までは一緒で、（１）が外国人向けの事業などについても、議会が公平性とか検証してほしい、あとは議会と住民との意見交換、定期的機会を義務付けること、あと、議会全体として討論経過の説明の機会を設けること、あと、区議会だよりに載っている写真は４年間の使用くらいにしてほしいとか、ここは先ほど、第何条のことの御意見とか来てなくて、ふわっと全体で来ているところなので、（１）から（４）は見ていただいたとおり、御意見を参考に議会活動の充実と発展に今後も努めてまいりますにさせていただきました。

（５）、そのままですと、国会議員、都議会議員といった他者からの意見が反映されているのは普通のことなのでしょうかという質問で、よく趣旨は分からないのですが、区議会議員は、国会議員、都議会議員の意見の反映のためにではなく、区民の福祉の向上に努めておりますというふうに少し、（６）が、不祥事が発生したときのフローとか、長期欠席の対応とか、いろいろもろもろ書いてあります。ここも（６）の回答を見ていただくと、長期欠席は、先日、条例で決めたので長期

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

欠席の対応については条例で規定し、視察研修については、ホームページで報告を行っております。あと残りは、いただいた御意見を踏まえて対応に努めてまいりますというふうにしております。

（７）が、東京都に働き掛けてくれという内容になっております。それは、東京都にこれも意見書を出すので、やってきておりますと書いております。

少し先ほどと違ったのが、これまで議論は、この第何条に対して具体的にこうしてほしいというふうな意見だったので、加えないで、この前みたくきくつなってしまいましたけれども、そこをもう１回ちゃんと改めて直させていただきます。

９ページまでは、以上でございます。

○工藤てつや委員長　ありがとうございました。

皆さんの方から何かあればお願いします。

○杉本ゆう委員　８ページ、１７番の（２）議事録件なのですけれども、それに対する答えが、また辞職の話はともかく、議員が議事録に勝手に手を加えることができませんと、これは当然なのですけれども、ここをもちょっと細かく説明してあげないと駄目かなと思っていて、議事録削除というのができるではないですか、発言に対して、発言修正、訂正で、そこをこの答えだと、要はその正式な手続を踏んで削除したりとか、昔、例えば問題発言とかしちゃったけれども、やっぱりあれは問題だったので削除してほしいというのは後であり得る話で、これは議会として当たり前の話なので、そこら辺を説明しておかないと、この人から見たら、「何だ、言っているのに、また勝手に削除しているではないか」となりかねないと思うのです。どうでしょう、そこら辺。

○工藤てつや委員長　もう少しここを細かく説明しないと、出した方が理解できないのではないかということですよね。

○杉本ゆう委員　発言とか議事録の削除する場合には、所定の手続を踏んで議長の許可の下に行う制度となっておりますみたいな、一言１行、２行加えておいた方が安全ではないかなという気がしました。

○工藤てつや委員長　それは分かりやすいですね、確かに。

○岡安たかし委員　黒塗りは、できるの。

○工藤てつや委員長　黒塗りは今はできないと思います。

区議会事務局長、今、杉本委員からありましたけれども、もう少し細かく説明するということは大丈夫ですか。

○区議会事務局長　制度を説明するのは大丈夫でございますので、入れた方がいいということであれば、ちゃんと入れさせていただきたいと思います。

○工藤てつや委員長　お願いします。

○加地まさなお委員　今の話なので、今できるということなので。この続きで、括弧なり何なりで、ただし、そういうことができますよというのだけ付け加えれば十分かなと思ったので。

○工藤てつや委員長　ありがとうございます。

他にありますか。

○ぬかが和子委員　９ページ２０番の方の（４）の区議会だよりに載っている写真は４年間ぐらいの使用にしてほしいとあるではないですか。ごめんなさい、素朴なあれで、これは基の意見を読んでみると、議会で発言している方と議会だよりに載っている写真を見比べていますが、よく分かりません。名前が覚えられません。写真は４年間使用ぐらいにしてほしいですと、何か素朴なもっともな意見だなと思っているのですが、すみません、だけれども、私たち、今、違うんでしたっけ、改選後に写真をみんな撮りますよね。それを使えますよね。

○区議会事務局長　改選後に撮っている写真は、議員証の写真は、そういうようにさせていただいております。ホームページとかは、議員方の御判断で。

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

○ぬかが和子委員　そうしたら、やっぱりこういう意見が出たら、いやもうガチガチにするわけではないけれども、この回答も今後も努めてまいりますなわけだから、そういう意見もありましたよというのも、さっきの幹事長会なり何なりで共有すると、つまり強制はできないし、そこでどこうとできなくても、そういう意見があったよということぐらいは共有していただくというのも。

○工藤てつや委員長　では（１）から（３）は、これでいいけれども、（４）の写真の部分は、関係機関との共有を図りますとか、そういう感じで入れれば、貴重な御意見ありがとうございますと。

○ぬかが和子委員　解決するか分からないけれども、実際の問題としては、こういう意見があったということをちゃんと全体で認識していくというのが大事かなと思っているのです。

○水野あゆみ委員　傍聴に来たときに見分けが付かないと言われてますけれども、こうやって水野委員とか名前を呼んだり、あと自分で指されてから発言をしているので、何か写真だけで判断されるのもどうなのかなというのもちょっと。

○ぬかが和子委員　委員会はまだいいと思うのですけれども、多分、本会議。

○水野あゆみ委員　本会議場でも、ちゃんと指名されて言っているので、そういうことであればしっかりと名前も読んだ上で。（発言する者あり）では、傍聴に来られた方には分かりやすくしっかり対応して名前をしっかり指名しているので、より分かりやすくしてまいりますぐらいの感じいいのかなと思ったのですけれども。

○石毛かずあき委員　だよりの写真をどうするか。

○岡安たかし委員　選挙ポスターもそうだよね。

○ぬかが和子委員　そうね、選挙ポスターね。すごい古い写真を使っている人がいる。

○工藤てつや委員長　他に。

○加地まさなお委員　私は、７ページの（６）番です。会議録のところで、いただいた御意見のとおり会議録は重要なものであり、現在でも十分に活用していることから、会議録に関する条例は規定せずにこのままの運用とさせていただきますというのはいいと思うのですが、議会、役所の執行機関の方で、足立区の方で、今、条例をたしかつくろうとしていると思います。

　その点も含めて公文書管理条例の検討が入っているので、議会もそこに合わせて、そこも注意しながらというみたいな内容を少し入れた方がいいのかなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。これ結構、公文書は重要だとも書いてあって、これをパブリックコメントの方も公文書を大切ですよねというので足立区も動いているので、議会側としても、そこを注視しながらという内容を少し一言加えるというのは必要かなというふうに思ったのですけれども。

○工藤てつや委員長　どうですか、この件については。

○岡安たかし委員　何か進めようとしているのですか。

○加地まさなお委員　公文書管理条例を検討し始めているので。（「議会側も」と呼ぶ者あり）足立区です。

○岡安たかし委員　そういう動きがあるの。

○加地まさなお委員　そうなのです。検討に入るということだったので、多分動いてくだろうと思うので、そこに対して議会側も、そこは注視しながらみたいなところは書いても、再度確認はしてもらいたいですけれども。

○工藤てつや委員長　事務局の方で、これ、今、区がどういう動きしているのか確認していただいて、もしこれをやっているのであれば、今、加地委員がおっしゃっていたように一言加えて。

○加地まさなお委員　確認はしてもらいたいです。

○区議会事務局長　確認というのは、検討しているということをここに書いちゃっていいかどうかも含めてということで。

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○加地まさなお委員　そもそも私が言っていることが不確かかもしれないので。私は委員会等で話して、もう答弁はいただいているつもりだったので。

○区議会事務局長　それと注視するというのは、注視する言葉を入れるのは簡単なのですけれども、注視するというのは。

○加地まさなお委員　その辺は、今、何となく言っただけなので、何かその適当な言葉があれば。

○区議会事務局長　それは執行機関がそれを見てということで、何かその先はうちもつくるというのはつながっていく感じなのですか。

○加地まさなお委員　つくるというよりも、そこに確認をしますよというような、重要だと捉えてますみたいに書いておくことが必要かなというふうに思います。

○区議会事務局長　分かりました。確認します。

○工藤てつや委員長　他にございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○工藤てつや委員長　それでは、最後、１０ページと１１ページ、ここの部分について御説明をお願いいたします。

○区議会事務局長　１０ページと１１ページは、少し条例とは関係ないというか、なっておりますので、（１）（２）（３）（４）（５）は、陳情として出てきましたので、このパブリックコメントのこの案のところで陳情では受けられないので、この方たちには、ちゃんと陳情の出し方を御案内しておりますので、そのような回答になっております。

あと（６）から（１８）は、執行機関の話かなと思うので、少しやっていきますと、（６）は「やさしい日本語」や必要な範囲の多言語化で伝える。（７）が、防災情報は全ての区民に届くように、（８）が車両の騒音規制をしてもらいたい。（９）は、ごみ拾いをさせてほしい。（１０）が、大谷田・佐野地区のバス運行を何とかしてほしい。（１１）は、これは足立区にたくさんある条例という意味です。足立区にたくさんある条例をもっと少なくしてほしい。（１２）は、災害関連死ゼロとか、（１３）が、そのとおり西新井・島根地区の図書館のこと、（１４）が、待機児ゼロを目指したけれどもどうなっているのでしょうかと、（１５）が、消費税１％の話です。（１６）が、駐輪場も何かラックの件です。（１７）が、北千住のタワーマンションの件、（１８）が、区立以外の子どももこんなのを支援してほしいという、以上、そんな内容なので関係所管に共有させていただきますという意見になっております。

以上でございます。

○工藤てつや委員長　ありがとうございます。

この部分について、御意見あればお願いします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○工藤てつや委員長　質疑なしと認めます。

それでは、パブコメの回答については、事務局の方で修正がかなり多くございますので、また次回の１１月のこの委員会で、またお示しを再度させていただいて、確認を取った上で公表していきたいなと思いますので、皆さんの御協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは逐条の方に行っていいですか。次回でもいいか。皆さんかなりお疲れなので、また次回の委員会に。

○岡安たかし委員　加地委員の保留にしてある。

○工藤てつや委員長　そうか。

○加地まさなお委員　でも、ちょっと先なので、多分、後の方になっちゃうので。

○工藤てつや委員長　大丈夫、よろしいですか。

○加地まさなお委員　順番に行くのですよね。

○工藤てつや委員長　ええ。だから、次回の１１月の委員会で、また加地委員よろしくお願いします。では、逐条については１１月の委員会で、また議論を進めていきたいと思います。

その他、皆さんの方から何かありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

○工藤てつや委員長　なしと認めます。

以上をもちまして、議会基本条例制定特別委員会を閉会いたします。

午前１１時３９分閉会

速報版